

青葉区民まつり2019

出店者募集要項

主催：青葉ふるさと協議会

主管：青葉区民まつり運営委員会

今年の区民まつりは、「**地域**の力」をテーマとし、「**共に進もう心の絆を青葉から**」をキャッチフレーズに実施します。

こどもから高齢者まで、参加した皆さんが秋の一日を楽しく過ごせるよう、工夫を凝らした出店をお願いします。

1 出店日時

令和元年11月3日(日・祝) 午前9時45分から午後3時まで

搬入・搬出は当日行います。詳細は、後日開催する説明会でご案内します。

2 出店場所及び出店区画

(1) 出店場所：青葉区役所第1駐車場・第2駐車場・区役所1階区民ホール(予定)
(会場内の出店位置については、主催者が指定します。)

(2) 出店区画：1区画は、2.7m×3.6mです。
(原則、1団体1区画、2.7mの向きが間口となります。)

3 申込資格

次の要件を全て満たすこと

- (1) 青葉区内を主たる活動の拠点としている団体、あるいは青葉区内に営業店舗を持つ事業者
- (2) 区民まつりの趣旨に賛同し、営利を目的とせずに出店する団体・事業者
- (3) 10月4日(金)に開催する出店者説明会に必ず出席できる団体・事業者

※確認のため、団体の会則・定款・決算書等を提出していただく場合があります。

※反社会的勢力関係者は、出店できません。

4 申込方法

出店申込書、別紙1（飲食物出店内容調査票）、別紙2（エコ容器使用数調査票）に必要事項をご記入の上、**郵送、FAX、持参**のいずれかで青葉区役所地域振興課（〒225-0024 市ケ尾町31-4 FAX：978-2413）へ提出するか、**ウェブでお申込み**（[横浜 青葉区民まつり](#) 出店者募集 [検索](#)）ください。

※メールでのお申込みはできません。メールによるお申込みは無効となります。

※出店申込書は必ずご提出ください。別紙1、別紙2は該当する出店者のみご提出ください。

5 募集期間

令和元年8月1日(木)から8月29日(木)17時必着

6 募集団体数

約60団体

7 選考

申込者多数の場合、テーマ「地域の“力”」に沿った企画や出店内容となっている団体・事業者を高く評価し、青葉区民まつり運営委員会で選考し、決定します。

8 選考結果の公表

出店者については、9月20日（金）に青葉区ホームページに団体・事業者名を公表します。（[横浜 青葉区民まつり](#) [検索](#)）

9 出店者説明会

令和元年10月4日(金) 午後3時から午後4時まで 青葉区役所4階

※出店者説明会への出席は、出店の必須要件です。必ずご出席ください。

10 出店に関する条件

(1) 出店内容

ア 出店内容については、青葉区民まつり2019のテーマである「地域の力」を踏まえて、区民が楽しめる内容とし、営利目的とならないよう留意してください。

イ 飲食物を販売する場合（無料配布含む）は、別紙1も併せてご提出いただき、その場で加熱処理をするもの等、衛生上問題のないものに限り（5ページ「臨時の特設店舗における遵守事項」参照）。主催者がまとめて福祉保健センター生活衛生課へ出店の手続をしますので、問題があるかどうか不明なものについては、必ず事前に事務局までご相談ください。

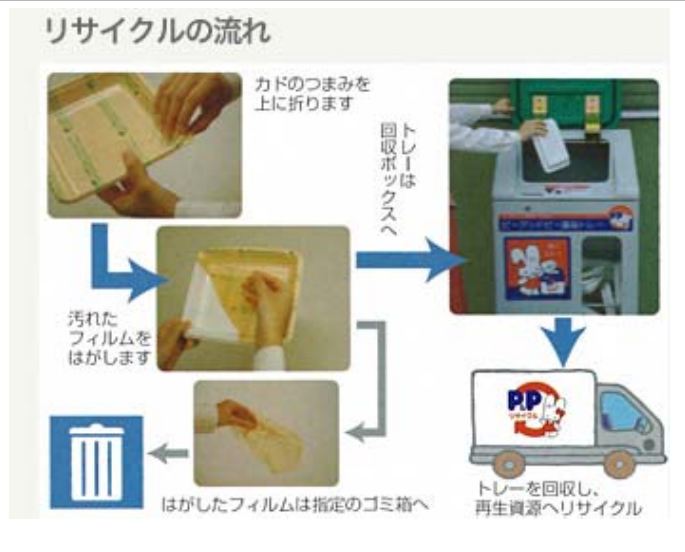
(2) 出店に伴う器材

- ・ **テント** { 1.5間(2.7m) × 2間(3.6m) }、**机**(0.45m×1.8m)、**椅子(折りたたみパイプ椅子)**、**水道**、**電源**は主催者が用意します。**机**、**椅子**、**電源100v**は**有料**です。
- ・ **机**、**椅子**、**電源**は、出店者が持ち込むこともできます。
- ・ **飲食物を販売する出店者**は、ゴミの減少と資源リサイクル活動のため、原則として主催者が用意する「**エコ容器**」(有料)を使用してください。
ただし、主催者が用意するもの以外(箸、スプーン、コップなど)が必要な場合は各出店者で用意し、ごみは持ち帰ってください。
- ・ 火器を扱う出店者は、必ず消火器を常備してください。**発電機も火器に含みます。**

「エコ容器」とは…

エコ容器(製品名「P&Pリ・リパック」)には、はがせるフィルム(PP)がラミネートされています。使い終わったら、容器に付着した汚れを、フィルムをはがすだけで取り除くことができ、誰でも簡単にリサイクルができます。

リサイクルされた容器は原料として再生され、また同じ容器によみがえります。これによりゴミは通常の1/20の量に減ります。



(3) 出店料・器材使用料等

出店料	机レンタル料 (1台あたり)	椅子レンタル料 (1脚あたり)	電源使用料100v (1台あたり)	エコ容器使用料 (1梱包あたり)
10,000円	1,000円	200円	最大出力2,500W未満の場合 →10,000円 最大出力2,500W以上の場合 追加1台(出力2,500W)につき →10,000円加算 【例】 最大出力が 2,500W未満→10,000円 2,500W以上5,000W未満 →20,000円 5,000W以上→30,000円	250円 または 500円

※原則、全ての団体で同額とさせていただきます。

※出店料・器材使用料は、出店者決定後、10月4日開催予定の「出店者説明会」の案内とともに請求書をお送りしますので、「出店者説明会」当日に現金でお支払いください。（お釣りがないようにご用意ください。）

※万が一、荒天・その他の理由により青葉区民まつり2019が中止となった場合でも、出店料等については返金できかねますので、あらかじめご了承ください。

11 注意事項

(1) 荒天の場合は、中止になることがあります。

中止の場合は、当日午前7時前「FMサルース」(84.1MHz)にて告知します(予定)。また、青葉区ホームページで当日7時以降、確認できます。

(2) 会場での盗難や破損、事故、又は販売商品による食中毒や事故等が発生した場合は、当該出店者の責任により速やかに対応してください。飲食物の提供については食品衛生法を厳守してください。また、主催者側による補償等は一切できませんのでご了承ください。

(3) 出店申込書に記載したもの以外の物品を提供・販売することはできません。

(4) その他、出店の際には、主催者の指示に従ってください。特に搬入出のルールについては、厳守するよう重ねてお願い致します。従わない場合は、出店を取りやめていただくことがあります。

★使用車両制限のお願い

搬入時の混乱を避けるため、搬出入車両については原則1台(2t以下)としていただきたく、ご協力くださるようお願いいたします。

【お問合せ】

青葉区民まつり運営委員会事務局
〒225-0024 青葉区市ヶ尾町31-4

青葉区役所 地域振興課内

電話 978-2291 FAX 978-2413

電子メール ao-matsuri@city.yokohama.jp

（飲食物出店者向け）
臨時の特設店舗における遵守事項

- 1 特設店舗（陳列台、陳列ケースを含む）の天井及び三方の側面は、雨、直射日光を防ぐことのできる構造・材質（テント、シート含む）で区画すること。（主催者が用意します）
- 2 使用水は、主催者が用意する上水道から給水・使用すること。
- 3 家庭で調理したおにぎり・いなり寿司・サンドイッチ等の販売行為は禁止する。営業許可施設から仕入れたおにぎり・パン・菓子などの販売については、包装したものを原則とし、適正な表示があるものとする。
- 4 調理品は十分加熱してから、提供すること。（特に肉は中心まで十分加熱すること。）刺身やにぎり鮓などの「生もの」の提供や販売は禁止する。
※生肉・生魚（味付品含む）、乳類（牛乳・ヨーグルト等）の販売不可。
- 5 下ごしらえは、屋内の設備の整った調理施設において行うこと。下ごしらえを施した食品の特設店舗における保存は、蓋付きの容器を使用し、クーラーボックス等で適正に温度管理を行い衛生的に行うこと。
- 6 お客様が使用する食器具類は、主催者の用意する容器又は使い捨ての物に限るとともに、廃棄物容器を設定すること。
- 7 食品を取り扱う前やトイレの後等は石鹸での手洗いを励行し、アルコール等で消毒すること。
- 8 食品に直接触れる作業に従事する者は、爪を短く切り指輪などをしないこと。また、素手での作業は避け、使い捨て手袋、トング、箸等を使用すること。（手袋を使用する場合も手洗いをを行うこと。）
- 9 飲食物の出店に係わる従事者については、健康の管理を徹底すること。（手指に切り傷のある人、風邪に似た症状、腹痛・下痢等の胃腸炎症状のある人は、食品を取り扱う作業を避けること。）
- 10 食品の長時間常温保管や大量の作り置きをしないこと。
- 11 調理器具等を洗浄する場合は、極力油等を拭き取り、むやみに食料油や洗浄液を流さないこと。